## 2023 年 8 月 31 日号 ★号外★

最低賃金が改定されます!

1分でわかる!会社を成長させるための桑原事務所メルマガ通信

山口県の最低賃金が改訂されます!

## **928 円 (時間額)** (令和 5 年 10 月 1 日 発効)

これまでの最低賃金 888 円(時間額)からは+40 円となり、昨年度を上回る大幅な引き上げとなります。10月1日以降はご注意ください。

## 【参考】最低賃金の計算方法

月給等の場合は下記手当(賃金)を除いたうえで、所定労働時間で時間額に割り戻す方法により確認して下さい。

(除外手当例)

臨時的手当、1 箇月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、時間外等割増手当、固定残業手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当

(計算例)

月給 16 万円 通勤手当月額 1 万円 時間外手当月額 1 万円 合計 18 万円 年間所定労働時間 2,080 時間の場合

月給 16 万円(通勤、時間外手当は除外手当)×12 箇月÷2,080 時間 ≒ 923 < 928 円

よって、この場合には最低賃金法違反となります。

上記計算例は原則的な例です。この他にも特定(産業別)最低賃金もありますので、 ご不明な点は当桑原事務所までご相談下さいませ。

近隣県の地域別最低賃金(発効予定日)

福岡県 941円 (※令和5年10月6日)

広島県 970円 (令和5年10月1日)

東京都 1,130円(令和5年10月1日)

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

TEL:0835-22-6706

FAX:0835-26-0023

MAIL: <a href="mailto:info@kuwasr.net">info@kuwasr.net</a>